

大津市土砂条例の 届出に関する手引き

《2025年4月》

大津市環境部 産業廃棄物対策課

目 次

1	事業者のみなさまへ	・・・ 1
2	届出が必要な事業について	・・・ 2
3	届出の提出フロー	・・・ 4
4	土砂条例の届出に必要な書類	・・・ 5
【参考】		
A	記載例	・・・ 7
B	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する 条例及び同施行規則（抜粋）	・・・ 14

1 事業者のみなさまへ

本市では、土砂等の埋立て等が自然環境等に及ぼす影響に鑑み、土壌の汚染を防止するとともに、良好な自然環境等を保全し、もって公共の福祉に寄与することを目的として、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）を制定しています。

土砂条例第2条では、一定規模以上の埋立て等を特定事業として定めており、事業者がそれらの事業を実施する場合には、土砂条例第35条の2等に基づき、土砂搬入の規模や土壌安全基準等の事項に関し、大津市に届出をしなければなりません。この手引きは土砂条例の届出に関するフローや必要書類等についてまとめているため、土砂条例に関する届出の作成にご活用ください。

また、この手引きでは内容を記載していませんが、本市では土砂等の埋立て等の跡地における周辺景観との調和を図るような配慮を検討していただく事項（以下、「緑化技術指針」という。）についても、別途まとめています。

許可を要する特定事業に該当しない埋立て等においても、緑化技術指針に基づき景観配慮措置を講じることが望ましいとしていることから、事業者のみなさまにおかれましては、緑化技術指針を確認いただき、土砂等の埋立て等の跡地における景観配慮に努めていただきますようお願いいたします。

（緑化技術指針の詳細につきましては
本市ホームページをご確認ください。）

2 届出が必要な事業について

次の（１）及び（２）に該当する事業を行おうとする者は、特定事業届出書等を市長に届け出なければなりません。

（１） 埋立て等を行う事業であって、下記のア又はイのいずれかに該当する場合

埋立て等の用に供する区域 (以下「事業区域」という。)の面積	その他の要件
ア 事業区域の面積が1,000平方メートル以上であるもの	
イ 事業区域の面積が1,000平方メートル未満であるもののうち、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの	当該事業区域と一団と認められる土地の区域において、当該埋立て等に係る工事に着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、 (ア) 又は行われている場合であって、当該既に行われ、又は行われている埋立て等に係る面積との合計が1,000平方メートル以上となるもの
	(イ) 山間部のくぼ地を含む一団と認められる土地の区域において、1,000立方メートル以上の量の土砂等を用いて地盤面から2メートル以上の高さまで埋立て等を行うものであって、事業区域の面積が500平方メートルを超えるもの

（２） 法令に基づく許可、認可等を受けて行う埋立て等のうち、土砂条例施行規則第5条（下掲）に掲げるものに該当する場合

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（一部抜粋）

第5条 条例第10条第2号の規則で定める埋立て等は、次に掲げる行為等に係る埋立て等とする。

- (1) 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けて行う行為
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2又は第34条第2項(第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けて行う行為
- (4) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の許可を受けて行う行為
- (5) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けて行う行為
(当該許可に係る面積が3,000平方メートル未満の場合（当該許可に係る土地と一団と認められる土地の区域において、当該土地の埋立て等に係る工事に着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であって、当該既に行われ、又は行われている埋立て等に係る面積との合計が3,000平方メートル以上となる場合を除く。）に限る。)

- (6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業又は同法第76条第1項の許可を受けて行う行為
- (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項 (これらの規定を同法第33条第4項において準用する場合を含む。)の許可を受けて行う行為
- (8) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の許可を受けて行う行為
- (9) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第9条第1項の許可を受けて行う行為
- (10) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けて行う行為
- (11) 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)に基づく新住宅市街地開発事業
- (12) 河川法(昭和39年法律第167号)第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の許可を受けて行う行為
- (13) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う開発行為
- (14) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業又は同法第66条第1項の許可を受けて行う行為
- (15) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可を受けて行う行為
- (16) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の許可を受けて行う開発行為
- (17) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は同法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可を受けて行う行為
- (18) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)
- (19) 滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)第16条第3項の許可を受けて行う行為
- (20) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年滋賀県条例第24号)第2条第1項の許可を受けて行う行為
- (21) 滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第14条第4項の許可を受けて行う行為
- (22) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例(平成4年滋賀県条例第17号)第11条第1項又は第12条第1項の許可を受けて行う行為
- (23) 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年条例第5号)第2条第1項の許可を受けて行う行為
- (24) 大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例(平成16年条例第59号)第5条第1項の承認又は同条例第7条第1項の許可を受けて行う行為

※計画されている事業が(1)に該当し、(2)に該当しない場合は、土砂条例の許可が必要な場合があります。環境部産業廃棄物対策課までご相談ください。

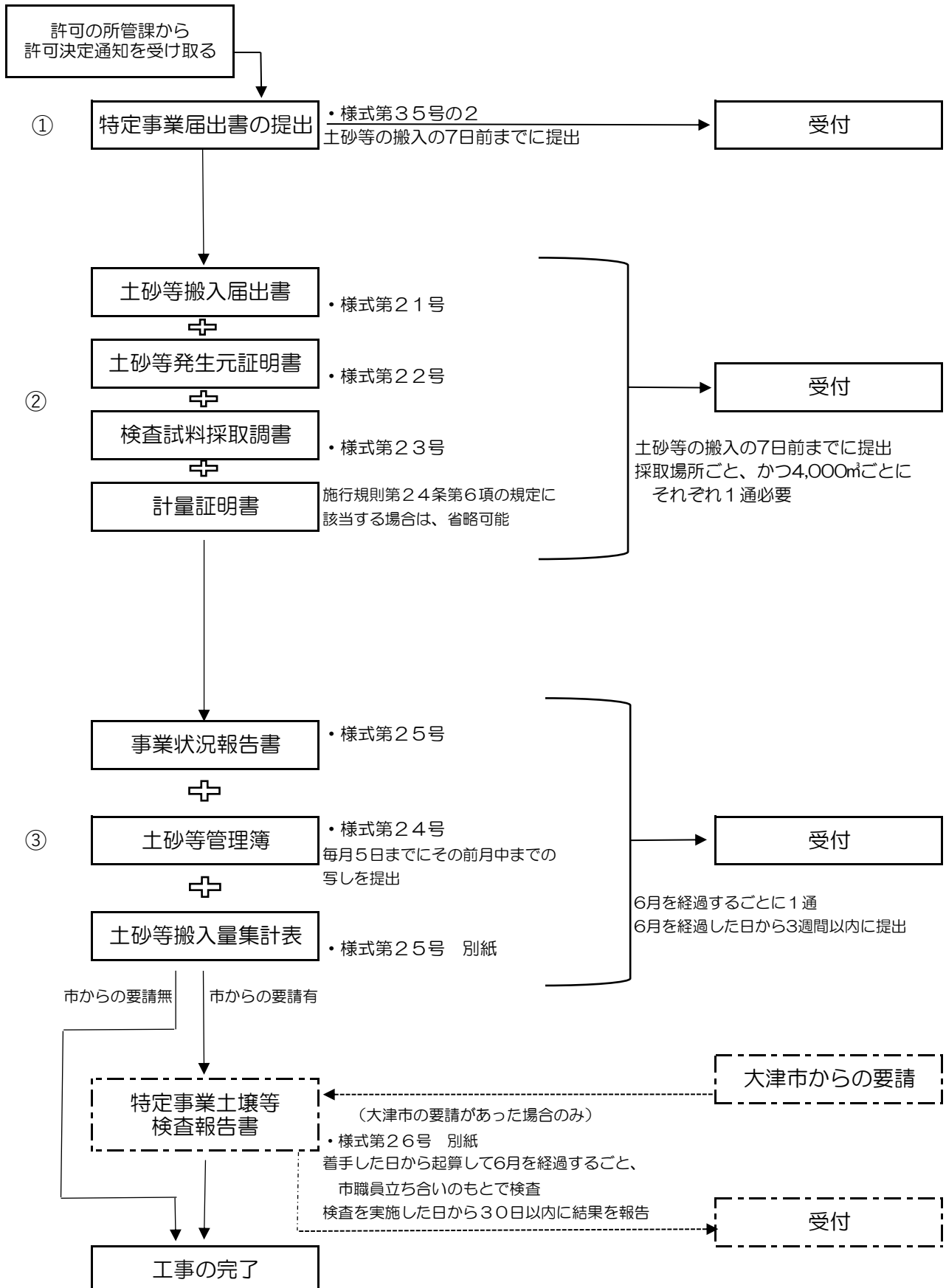
3 届出の提出フロー

あらかじめ、該当する他法令等に基づく許可を取ってください。

届出の添付書類については、「4 土砂条例の届出に必要な書類」をご確認ください。

【事業者】

【市（産業廃棄物対策課）】



4 土砂条例の届出に必要な書類

土砂等の埋立等を行う者は、以下に挙げている書類をそれぞれの条件に該当する日にちまでに、環境部産業廃棄物対策課に提出してください。なお、控えを必要とする場合は2通提出してください。

① 特定事業届出書

◇条件：土砂等の搬入の7日前までに提出

- (1) 特定事業届出書【様式第35号の2】
- (2) 事業区域の位置図及び付近見取図（縮尺2,500分の1以上）
- (3) 現況平面図、現況縦横断面図
- (4) 計画平面図、計画縦横断面図
- (5) 特定事業に使用される 土砂等の量の計算書
- (6) その他市長が必要と認める書類及び図面

② 土砂等搬入届出書ほか

◇条件：土砂等の搬入の7日前までに提出
採取場所ごと、かつ4,000m³ごとに1通提出

- (1) 土砂等搬入届出書【様式第21号】
- (2) 土砂等発生元証明書【様式第22号】

又は土砂等に係る売渡証明書その他土砂等を譲渡したことを証する書面

- (3) 検査試料採取調書【様式第23号】
- (4) (3)に添付する採取地点の位置図
- (5) (3)に添付する現場写真
- (6) 計量証明書

※土砂条例施行規則第24条
第6項の規定に該当する
場合は、省略可能

③ 事業状況報告書ほか

◇条件：6月を経過することに1通を3週間以内に提出
(6月を経過せずに完工した場合は)工事終了時点で1通提出

- (1) 事業状況報告書【様式第25号】
- (2) 報告期間の末日前1週間以内に撮影した事業区域の写真
- (3) 土砂等管理簿の写し(事業状況報告書の報告期間内のもの)【様式第24号】
毎月5日までにその前月中までの土砂等管理簿を作成
- (4) 土砂等搬入量集計表【様式第25号別紙】

④ 特定事業土壌等検査報告書ほか

◇条件：(大津市からの要請があった場合のみ)着手した日から起算して6月を経過するごとに、市職員立ち合いのもとで検査を行い、その結果を、検査を実施した日から30日以内に報告

- (1) 特定事業土壌等検査報告書【様式第26号】
- (2) 土壌及び水質検査の用に供する試料を採取した地点の位置図及び写真
- (3) 土砂条例施行規則第27条の規定により作成した試料ごとの検査試料採取調書【様式第23号】及び計量証明書
- (4) 土砂条例施行規則第28条の規定により採取した試料の検査試料採取調書【様式第23号】及び計量証明書

年 月 日

特 定 事 業 届 出 書

土砂等の搬入の
7日前までに提出。

(宛先)

大津市長

住 所

事業者

事業者 氏 名 (他法令等に基づく許可を得た者)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第35条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の目的及び種別	許可の目的と同じ内容
事業区域の所在地	大津市 許可の所在地と同じ内容
事業区域の面積	許可面積と同じ内容 m ² (地目)
特定事業に使用される土砂等の量	全体予定量 搬入量計算書の土量と一致 m ³
特定事業を行う期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画	採取場所(住所)、1日当たりの搬入量 等
廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置	受け入れ時の展開検査による目視確認 土砂採取場所の現地調査 等
土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置	受け入れ時の展開検査による目視確認(色、臭気) 土砂採取場所の現地調査 等
事業施行者	住所 事業施行者に関する情報 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名) 連絡先 (昼) (夜)
現場責任者	住所 現場責任者に関する情報 氏名 連絡先 (昼) (夜)
法定代理人(事業者等が未成年者である場合に 限る。)	住所 (該当の場合のみ) 氏名 法定代理人に関する情報 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名)

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

年 月 日

土砂等搬入届出書

土砂等の搬入の7日前までに提出。

採取場所ごと、かつ4,000m³ごとに1通提出。

(宛先)

大津市長

住 所

届出事業者

氏 名

事業者

(他法令等に基づく許可を得た者)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

特定事業届出書の提出日を記載

電話番号 ()

年 月 日付け

で届出をした特定事業について、次のとおり土砂等を搬入したいので、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第21条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

特定事業に使用する土砂等の採取場所	採取場所(発生元)
特定事業に使用するために搬入する土砂等の量	(最大4,000m ³ まで) m ³
土砂等の搬入期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考	

添付書類

- 1 土砂等発生元証明書（様式第22号）
- 2 検査試料採取調書（様式第23号）
- 3 計量証明書

土砂等発生元証明書

(宛先)
大津市長

土砂等の搬入の7日前までに提出。

採取場所ごと、かつ4,000m³ごとに
1通提出。

住 所
発生元事業者 **土砂の発生元事業者**
氏 名 ^⑩
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 〕
電話番号 ()

土砂等の発生について、次のとおり証明します。なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地		搬出元の場所(発生元)	
証明に係る土砂等が 建設工事等により発 生した場合にあって は、建設工事等の概要	工事名	搬入する土砂の発生元が建設等 工事の場合にのみ記載。 該当しない場合は「 —— 」 横線等を記載すること 年 月 日 から 年 月 日まで	
	発注者		
	施工期間		
上記工事における土砂等の発生量		発生元の工事で発生する予定の土砂の量m ³ (うち今回の搬入量(最大4,000m ³ まで) m ³)	
今回の証明に係る土砂等の量(4,000m ³ 以下ごと)		(最大4,000m ³ まで) m ³	
土砂等の区分		第○種建設発生土、山砂など	
土砂等の搬入期間		年 月 日 から 年 月 日まで	
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号		運搬者情報(住所、氏名、電話)	
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号		開発者情報(住所、氏名、電話)	

備考 証明に係る土砂等の運搬事業者及び使用者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。

年 月 日

検査試料採取調書

土砂等の搬入の7日前までに提出。

採取場所ごと、かつ4,000m³ごとに1通提出。

(宛先)

大津市長

住 所

採取者

土砂の採取者(法人名)

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

土壌等の汚染状況についての検査のための試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の計量証明書に記載された発行番号等	計量証明書参照(証明書右上等に記載)
採取年月日	年 月 日
採取日の天候	晴れ、曇り 等
試料の採取状況(深度等)	試料の採取状況(深度等) 表層○cm 試料の採取方法 五点均等混合法 等

備考

- 1 試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。
- 2 試料の採取地点の位置図及び現場写真を添付すること。

提出の際に、3点の添付が必要
(計量証明書、採取地点の位置図、
採取地点の現場写真)

年 月 日

事業状況報告書

（宛先）

大津市長

6か月を経過するごとに1通を3週間以内に提出。

（6か月を経過せずに完工した場合は）工事終了時点で1通提出。

事業者
（他法令等に基づく許可を得た者）

住 所

届出事業者

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定事業届出書の提出日を記載

電話番号 ()

年 月 日付けで届出をした特定事業について、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第35条の2第2項において定める事項を、埋立て等の実施した面積が明確であればその数値を記載。不明な場合は「——」横線等を記載すること。

事業区域の所在地	大津市（許可記載の所在地と同じ）
事業区域の面積	（許可記載の面積と同じ）㎡（うち実施面積 ㎡）
特定事業に使用された土砂等の量	㎡ ³
今回の報告に係る期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

備考

1 特定事業に着手した日から起算して6か月を経過するごとに、その6か月を経過した日から3週間以内に報告すること。

2 別紙土砂等搬入量集計表を添付すること。

工期が6か月を超える場合は複数回の提出が必要

土砂等搬入量集計表

6か月を経過するごとに1通を
3週間以内に提出。

(6か月を経過せずに完工した場合は)工事終了時点で1通提出。

[illegible]

土砂等管理簿（ 年 月分）

6か月を経過するごとに1通を
3週間以内に提出。

（6か月を経過せずに完工した場合は）工事終了時点で1通提出。

特定事業の届出年月日	年 月	特定事業届出書と 同様の内容を記載。
特定事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日	
特定事業の届出事業者名		
事業区域の所在地		特定事業届出書と 同様の内容を記載。
特定事業に使用した土砂等の量		
特定事業に係る現場責任者氏名		
土砂等採取事業者名		
土砂等採取場所の所在地		
採取場所の工事内容		
採取場所に係る現場責任者氏名		土砂等発生元証明書と 同様の内容を記載。
土砂等運搬事業者名		

（単位：m³）

前月までの累計							
日 付	土砂等の 搬入量	土砂等の 搬出量	備 考	日 付	土砂等の 搬入量	土砂等の 搬出量	備 考
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				31			
計				該当月分の合計			
累計							

備考 この土砂等管理簿は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。

※土砂の搬入期間が5か月間の場合、
月毎に5枚分の作成が必要となる。

○大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(4) 特定事業 埋立て等を行う事業（宅地造成その他の事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものを除く。）であって、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 埋立て等の用に供する区域（以下「事業区域」という。）の面積が1,000平方メートル以上であるもの

イ 事業区域の面積が1,000平方メートル未満であるもののうち、次の(7)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(7) 当該事業区域と一団と認められる土地の区域において、当該埋立て等に係る工事に着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であって、当該既に行われ、又は行われている埋立て等に係る面積との合計が1,000平方メートル以上となるもの

(イ) 山間部のくぼ地を含む一団と認められる土地の区域において、1,000立方メートル以上の量の土砂等を用いて地盤面から2メートル以上の高さまで埋立て等を行うものであって、事業区域の面積が500平方メートルを超えるもの

(5) 小規模埋立て等 事業区域の面積が3,000平方メートル未満である特定事業をいう。

（特定事業の許可）

第10条 特定事業を行おうとする者は、事業区域ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

ただし、特定事業が次に掲げる事業に該当する場合にあっては、この限りでない。

(1) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づく許可、認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に行う土砂等の堆積

(2) 法令に基づく許可、認可等を受けて行う埋立て等のうち、規則で定めるもの

(3) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う埋立て等

(4) 非常災害のため必要な応急措置として行う埋立て等

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める埋立て等

（土砂等の搬入の届出）

第21条 許可事業者は、当該許可に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等を搬入しようとする日の

7日前までに、当該土砂等の採取場所ごとに、かつ、規則で定める量ごとに、当該土砂等が当該採取場所から

採取された土砂等であることを証する書面及び当該土砂等が土壤安全基準に適合していることを証する書面を添えて、

規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、土壤の汚染のおそれがないものとして

規則で定める場合は、当該土砂等が土壤安全基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

（土砂等管理簿）

第22条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用する土砂等の採取場所ごとに、

土砂等管理簿を作成し、当該土砂等の搬入に関する状況を記録し、これを保存しなければならない。

（特定事業に使用された土砂等の量の報告）

第23条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に着手した日から起算して6月を

経過するごとに、その間に使用した土砂等の量を、その6月を経過した日から3週間以内に市長に報告しなければならない。

（土壤検査等の報告）

第24条 許可事業者（小規模埋立て等に係る許可を受けた者を除く。）は、規則で定めるところにより、定期的に、

当該許可に係る特定事業の事業区域の土壤検査及び事業排水の水質検査を行い、当該検査を実施した日から30日以内に

その結果を市長に報告しなければならない。

（関係書類等の縦覧）

第26条 許可事業者（小規模埋立て等又は一時堆積事業に係る許可を受けた者を除く。）は、当該許可に係る現場事務所

において、当該許可に係る特定事業が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類

及び図面の写し並びに第22条に規定する土砂等管理簿を地域住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に

供しなければならない。

（許可を要しない特定事業の届出）

第35条の2 第10条第2号に掲げる事業に該当する特定事業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、

あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第21条から第24条まで、第26条及び第33条第2項の規定は、前項の規定による届出をした者が行う土砂等の

搬入等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

○大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(土壤安全基準)

第2条 条例第6条の規則で定める土壤安全基準は、別表の左欄に掲げる有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

2 前項の土壤安全基準に適合するかどうかの判定は、別表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、当該有害物質に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値により行うものとする。

(条例第10条第2号の規則で定める埋立て等)

第5条 条例第10条第2号の規則で定める埋立て等は、次に掲げる行為等に係る埋立て等とする。

- (1) 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けて行う行為
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2又は第34条第2項(第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けて行う行為
- (4) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の許可を受けて行う行為
- (5) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けて行う行為(当該許可に係る面積が3,000平方メートル未満の場合(当該許可に係る土地と一団と認められる土地の区域において、当該土地の埋立て等に係る工事に着手する日前3年以内に埋立て等が行われ、又は行われている場合であって、当該既に行われ、又は行われている埋立て等に係る面積との合計が3,000平方メートル以上となる場合を除く。)に限る。)
- (6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業又は同法第76条第1項の許可を受けて行う行為
- (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項(これらの規定を同法第33条第4項において準用する場合を含む。)の許可を受けて行う行為
- (8) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の許可を受けて行う行為
- (9) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第9条第1項の許可を受けて行う行為
- (10) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けて行う行為
- (11) 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)に基づく新住宅市街地開発事業
- (12) 河川法(昭和39年法律第167号)第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の許可を受けて行う行為
- (13) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う開発行為
- (14) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業又は同法第66条第1項の許可を受けて行う行為
- (15) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可を受けて行う行為
- (16) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の許可を受けて行う開発行為
- (17) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は同法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可を受けて行う行為
- (18) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第8条第1項の許可を受けて行う行為
- (19) 滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)第16条第3項の許可を受けて行う行為
- (20) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年滋賀県条例第24号)第2条第1項の許可を受けて行う行為
- (21) 滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第14条第4項の許可を受けて行う行為
- (22) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例(平成4年滋賀県条例第17号)第11条第1項又は第12条第1項の許可を受けて行う行為
- (23) 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年条例第5号)第2条第1項の許可を受けて行う行為
- (24) 大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例(平成16年条例第59号)第5条第1項の承認又は同条例第7条第1項の許可を受けて行う行為

(条例第10条第5号の規則で定める埋立て等)

第7条 条例第10条第5号の規則で定める埋立て等は、第3条各号に掲げる埋立て等のほか、次に掲げる土地

(継続して使用されているものに限る。)において、不陸の整正等の当該土地の本来の機能を保全するために行うものとする。

- (1) 運動場、駐車場その他これらに類する施設の用に供される土地
 - (2) 耕作の目的に供される土地
- (土砂等の搬入の届出)

第24条 条例第21条の規則で定める量は、4,000立方メートルとする。

2 条例第21条の規定による届出は、土砂等搬入届出書(様式第21号)により行わなければならない。

3 条例第21条の規定により添付すべき当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書面又は土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(様式第22号)とする。

4 条例第21条の規定により添付すべき当該土砂等が土壤安全基準に適合していることを証する書面は、土壤の汚染状況についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書(様式第23号)及び当該検査の結果を証する計量証明書とする。

5 前項の計量証明書の作成に当たっては、別表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により土砂等の分析を行わなければならない。

6 条例第21条ただし書の土壤の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特定事業に使用される土砂等が採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令等に基づく許可、認可等がなされた採取場(以下「許可採取場」という。)から採取されたものである場合であって、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び当該土砂等を採取した採取場が許可採取場であることを証する書面が添付されたとき。
- (2) 特定事業に使用される土砂等が土質改良プラントその他これに類似する施設において改良し、又は再生された土砂等(土壤汚染対策法及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に規定する環境基準に適合するものに限る。)である場合であって、当該施設で改良又は再生されたことを証する書面が添付されたとき。

(土砂等管理簿)

第25条 条例第22条の土砂等管理簿の様式は、様式第24号とする。

2 条例第10条の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、毎月5日までにその前月中の土砂等管理簿を作成しなければならない。

(土砂等の量の報告)

第26条 条例第23条の規定による報告は、事業状況報告書(様式第25号)に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 報告に係る期間の末日前1週間以内に撮影した事業区域の写真
- (2) 当該期間中の土砂等管理簿の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(土壌検査)

第27条 条例第24条の規定による土壌検査は、特定事業に係る土砂等の搬入を開始した日から起算して6月

(一時堆積事業にあっては、3月)を経過すると(条例第27条第3項(条例第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。))の規定による届出(以下「廃止等の届出」という。)を行ったときは、市長が指定する期日まで)に、市職員の立会いの下、次に掲げる方法により行わなければならない。ただし、特定事業が一時堆積事業である場合であって、一の土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに区分して堆積しているときは、土壌検査を省略することができる。

- (1) 事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 試料の採取は、前号の規定により区分した区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)で行い、これらの地点から採取した試料を等量混合して1試料とすること。
- (3) 前号の規定により作成した試料について、別表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行うこと。

(水質検査)

第28条 条例第24条の規定による水質検査は、特定事業に係る土砂等の搬入を開始した日から起算して6月(一時堆積事業にあっては、3月)を経過すると(廃止等の届出を行ったときは、市長が指定する期日まで)に、市職員の立会いの下、試料を採取し、昭和49年環境庁告示第64号(排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法。

以下「排水基準告示」という。)に定める測定方法により行わなければならない。

(土壌検査等の報告)

第29条 条例第24条の規定による報告は、特定事業土壌等検査報告書(様式第26号)に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 試料を採取した地点の位置図及び写真
 - (2) 第27条の規定により作成した試料ごとの検査試料採取調書(様式第23号)及び計量証明書
 - (3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書(様式第23号)及び計量証明書
- (許可を要しない特定事業の届出)

第35条の2 条例第35条の2第1項の規定による届出は、特定事業届出書(様式第35号の2)に、次に掲げる書類又は図面を添付して行わなければならない。

- (1) 事業区域の位置図及び付近見取図(縮尺2,500分の1以上のもの)
- (2) 現況平面図及び現況縦横断面図
- (3) 計画平面図及び計画縦横断面図
- (4) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

(許可を要しない特定事業の届出に関する技術的読替え)

第35条の3 条例第35条の2第2項の規定により条例第21条から第24条まで、第26条及び第33条第2項の規定を準用する場合には、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第21条	許可事業者	第35条の2第1項の届出をした者(以下「届出事業者」という。)
	当該許可	当該届出
第22条及び第23条	許可事業者	届出事業者
	当該許可	当該届出
第24条	許可事業者(小規模埋立て等に係る許可を受けた者を除く。)	届出事業者
	当該許可	当該届出
第26条	許可事業者(小規模埋立て等又は一時堆積事業に係る許可を受けた者を除く。)	届出事業者
	当該許可	当該届出
	第22条	第35条の2第2項において読み替えて準用する第22条
第33条第2項	第10条又は第18条第1項	第35条の2第1項

(許可を要しない特定事業の届出への準用)

第35条の4 第24条から第29条まで、様式第21号及び様式第24号から様式第26号までの規定は、条例第35条の2第1項の届出をした者が行う土砂等の搬入等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第24条第1項から第4項まで	条例第21条	条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第21条
第24条第6項	条例第21条ただし書	条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第21条ただし書
第25条第1項	条例第22条	条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第22条
第25条第2項	条例第10条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）	条例第35条の2第1項の届出をした者（以下「届出事業者」という。）
第26条	条例第23条	条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第23条
第27条	条例第24条	条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第24条
	6月（一時堆積事業にあっては、3月）を経過すること（条例第27条第3項（条例第28条第2項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「廃止等の届出」という。）を行ったときは、市長が指定する期日まで）に	6月を経過すること
	行わなければならない。ただし、特定事業が一時堆積事業である場合であって、一の土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに区分して堆積しているときは、土壌検査を省略することができる。	行わなければならない。
第28条	条例第24条	条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第24条
	6月（一時堆積事業にあっては、3月）を経過すること（廃止等の届出を行ったときは、市長が指定する期日まで）に	6月を経過すること
第29条	条例第24条	条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第24条
	第27条	第35条の4において準用する第27条
	前条	第35条の4において準用する前条
様式第21号	許可事業者	届出事業者
	大津市指令 第 号で許可を受けた	で届出をした
	条例第21条	条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第21条
様式第24号	許可番号	届出年月日
	許可の	特定事業を行う
	許可事業者名	届出事業者名
様式第25号	許可事業者	届出事業者
	大津市指令 第 号で許可を受けた	で届出をした
	条例第23条	条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第23条
様式第26号	許可事業者	届出事業者
	条例第24条	条例第35条の2第2項において読み替えて準用する条例第24条
	許可年月日及び許可番号	届出年月日
	年 月 日 大津市指令 第 号	年 月 日

別表（第2条、第8条、第24条、第27条関係）

土壤安全基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0102-3（（以下「規格3」という。）の14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102-2（（以下「規格2」という。）の9に定める方法（規格2の9.2及び9.3.3に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102-4の7.2に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液中1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格3の13に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	規格3の24.3（規格3の24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、規格3の24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170—7の7a）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格3の20に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格3の26. 2、26. 3又は26. 4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。	規格2の5. 2. 2、5. 3若しくは5. 4（（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格2の5. 2. 2（（注(2)第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	規格3の5. 2、5. 5又は5. 6に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 測定は、土壤の汚染に係る環境基準について付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

届出に関する主要提出書類一覧

	提出書類名	提出書類・添付書類	提出期限
①	特定事業届出書	特定事業届出書 事業区域の位置図及び付近見取図 現況平面図、現況縦横断面図 計画平面図、計画縦横断面図 土砂等の量の計算書	【当初のみ】 土砂等の搬入の 7日前までに提出
②	土砂等搬入届出書ほか	土砂等搬入届出書 土砂等発生元証明書 *1 又は土砂等に係る売渡証明書その他 土砂等を譲渡したことを証する書面 検査試料採取調書 *2 試料を採取した地点の位置図 *2 試料を採取した現場の写真 *2 計量証明書 *1 *2	土砂等の搬入の 7日前までに提出。 採取場所ごと、 かつ4,000m ³ ごとに一通提出。
③	事業状況報告書ほか	事業状況報告書 報告期間の末日前一週間以内に 撮影した事業区域の写真 土砂等管理簿の写し 土砂等搬入量集計表	6月を経過するごとに 1通を3週間以内に提出 (6月を経過せずに完工 した場合は)工事終了 時点で1通提出
④	特定事業土壌等検査 報告書ほか	特定事業土壌等検査報告書 土壌及び水質検査の用に供する試料を 採取した地点の位置図及び写真 土砂条例施行規則第27条の規定により 作成した試料ごとの検査試料採取調書様 式第23号及び計量証明書 土砂条例施行規則第28条の規定により 採取した試料の検査試料採取調書様式第 23号及び計量証明書	<u>(大津市からの要請が あった場合のみ)</u> 6月を経過するごとに、 市職員立ち合いのもとで 検査を行い、その結果を 報告する

*1 押印のある資料については、コピーではなく原紙を提出すること

*2 土砂条例施行規則第24条第6項の規定に該当する場合は、省略可能

問い合わせ先

大津市環境部産業廃棄物対策課

〒520-8575

大津市御陵町3-1

TEL 077-528-2910

FAX 077-523-1560

E-MAIL otsu1710@city.otsu.lg.jp